

最低制限価格の事前公表の取り止めについて

当企業団では、平成23年度から競争入札に付する配水管布設・布設替工事について、入札・契約手続の透明性の向上並びに不正行為の防止等を目的として、予定価格及び最低制限価格の事前公表を行ってきました。

しかしながら、受注競争が激化する中、最低制限価格を用いる入札手法の増加により、結果として、最低制限価格でのクジによる落札が多発し、適正な競争性や工事品質の低下が懸念されるなどの問題が生じてきました。

以上を踏まえ、入札制度の一層の適正化を図るため、平成25年8月27日以降の入札通知・入札公告分から、最低制限価格の事前公表を取り止めることとしました。

公布 平成25年8月27日

施行 平成25年8月27日

担当 総務課財務管財係

電話 0567-32-3111